

児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成12年11月施行)

- ・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)
- ・住民の通告義務 等



平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成16年10月以降順次施行)

- ・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待の放置等も対象)
- ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加)
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等



平成19年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成20年4月施行)

- ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化
- ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等



平成20年

児童福祉法の改正(一部を除き平成21年4月施行)

- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等



平成23年

児童福祉法の改正(一部を除き平成24年4月施行)

- ・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与
- ・施設長等が、児童の監護等に関し、必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定
- ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等



平成28年

児童福祉法・児童虐待防止法等の改正(一部を除き平成29年4月施行)

- ・児童福祉法の理念の明確化
- ・母子健康包括支援センターの全国展開
- ・市町村及び児童相談所の体制の強化
- ・里親委託の推進 等



平成29年

児童福祉法・児童虐待防止法等の改正(平成30年4月施行)

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等



令和元年

児童福祉法・児童虐待防止法等の改正(一部を除き令和2年4月施行)

- ・体罰禁止の法定化
- ・児童相談所の体制強化・設置促進
- ・関係機関間の連携強化 等